

令和7年3月21日
近畿管区行政評価局**公共職業安定所において、受給資格の仮決定の案内を確実に行ってほしい
— 兵庫労働局へのあっせん —**

総務省近畿管区行政評価局は、以下の行政相談を受け、行政改善推進会議（座長：藪野恒明 元大阪弁護士会会長）の意見を踏まえて検討した結果、離職者の再就職活動を支える雇用保険の失業等給付の仮決定（仮手続）（以下「受給資格の仮決定」という。）について、会社から離職票交付が遅延しているなど、やむを得ない理由がある場合、受給資格の仮決定ができることを離職者に知らせることなど、離職者への案内が適切に行われるよう、兵庫労働局にあっせんしました。

きっかけとなった行政相談の内容

私は、令和6年3月末に職場を退職し、4月に失業等給付の基本手当（以下「基本手当」という。）の受給手続を行うため公共職業安定所を訪問した。その際、総合案内の担当者からは、「離職票を持ってきてください。」と言われたが、職場から離職票を交付されていなかったため、その場で手続できなかった。

同年6月頃に離職票が交付されたため、公共職業安定所に電話で問い合わせたところ、離職票が退職時すぐに交付されなくても、受給資格の仮決定を行うことにより、基本手当を遡及して受給できたことを初めて知った。4月時点で仮手続を知っていれば基本手当を受給できたはずであり、納得できない。

分かったこと ※ 詳細は別紙参照

- 受給資格の仮決定は、事業主から離職者への離職票の交付が遅れているなど、やむを得ない理由がある場合、仮に雇用保険の受給資格を決定できる制度である。
- 兵庫労働局管内一部の公共職業安定所では、マニュアル等を作成し、離職票を持参しない者に手続を案内するようにしている。しかし、ホームページでは、受給資格の仮決定について案内しておらず、離職者にとって分かりにくい状況がうかがえた。

兵庫労働局では、同局ホームページから厚生労働省のホームページにリンクするよう設定しているが、同省ホームページQ&Aにおいては、受給資格の仮決定に関する案内は確認できなかった。

行政改善推進会議の意見を踏まえ兵庫労働局にあっせん**《あっせんの内容》**

- ① 離職票を持参せずに公共職業安定所に来訪した離職者に対してより適切な案内が行われるよう、管内公共職業安定所の運用の改善を図ること。
- ② 「事業主からの離職票の交付が遅延しているなどやむを得ない場合には、公共職業安定所に相談の上、受給資格の仮決定手続ができる」など、当該手続に係る情報をホームページ等に掲載することにより、離職者に対するより丁寧な周知を行うこと。
- ③ 離職者から公共職業安定所に離職票の交付遅延に関する相談があった場合には、引き続き、公共職業安定所が当該事業主に対し、離職票を離職者に速やかに交付するよう指導するとともに、日頃から管内の事業主に対し、離職票の早期交付の励行を働きかけるなど一層の取組を行うこと。

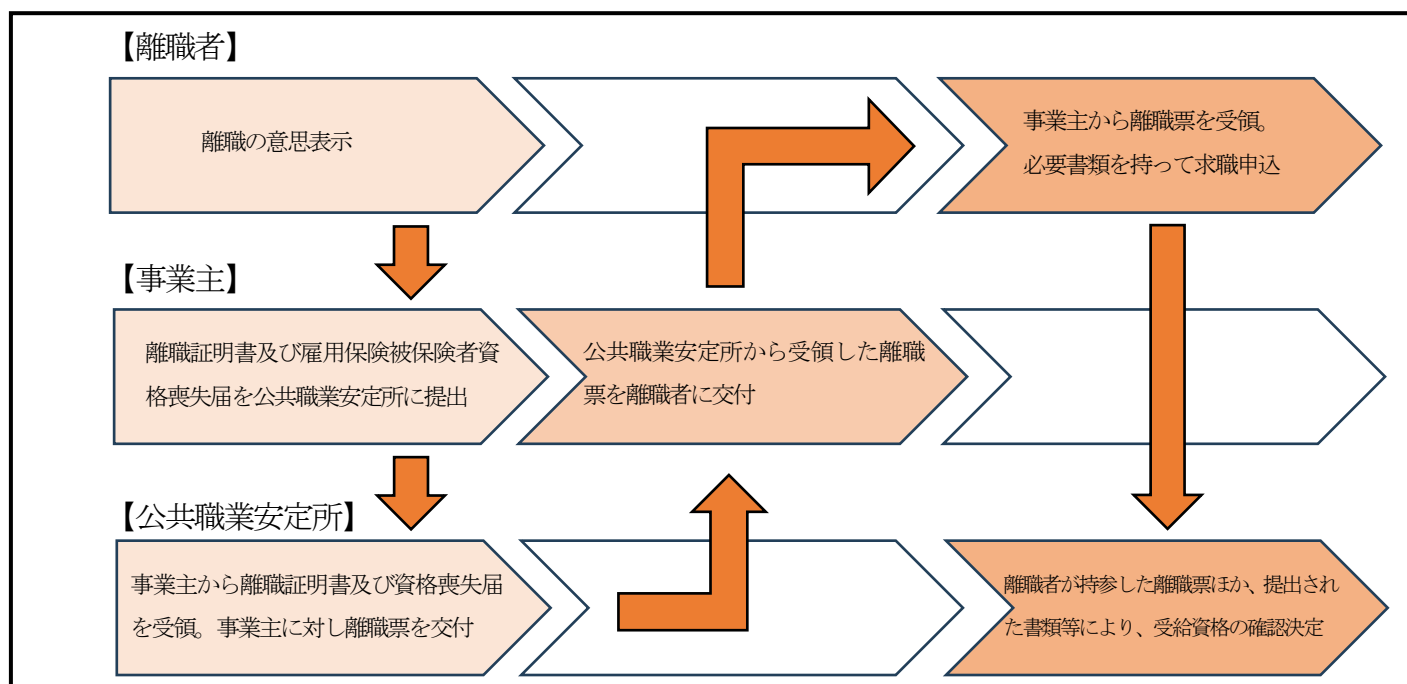
別紙

＜離職から離職票交付までの手続＞

雇用保険法、雇用保険法施行規則において、事業主は、被雇用者が離職した場合、離職日の翌日から起算して10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないとされている。また、雇用保険被保険者資格の喪失理由が離職である場合、離職者が離職票の交付を希望しない場合を除き、当該資格喪失届に、離職証明書を添える必要がある。

公共職業安定所は、事業主が資格喪失届と離職証明書を併せて提出した場合、離職者に対し離職票を交付する必要がある。

図1 受給資格決定のフロー

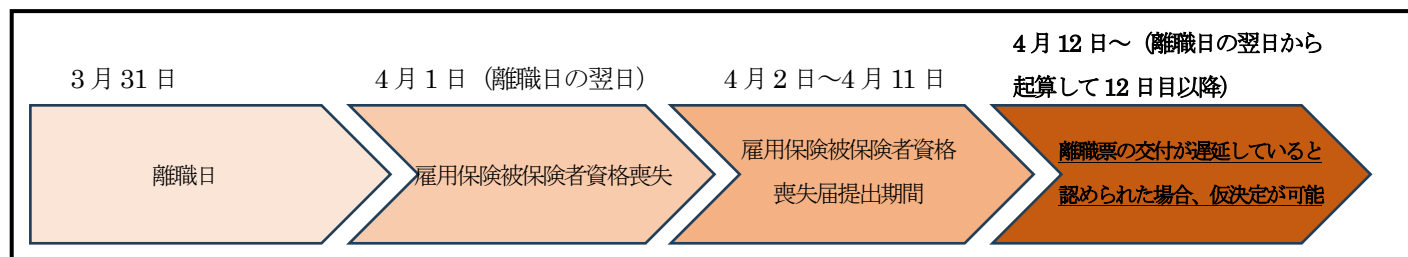


＜受給資格の仮決定とは＞

雇用保険に関する業務取扱要領（以下「業務取扱要領」という。）において、基本手当等の支給を受けるために初めて公共職業安定所に出頭した者がやむを得ない理由（例えば離職票の交付遅延）により、求職の申込みの際に離職票を提出することができない場合、公共職業安定所はその者の求職票、その者の申出等により受給資格の有無を判断し、一応受給資格があるものと認定できるときは、仮に受給資格の決定を行うとされている。

この場合、後日離職票の提出を待つて正規に受給資格を決定するまでの間は、失業の認定のみを行い、基本手当は支給しないが、受給資格の決定があったときは、その効力は、仮決定の日に遡及する。

図2 兵庫労働局管内における受給資格仮決定のフロー



<近畿管区行政評価局の調査結果>

当局では、相談内容を踏まえ、受給資格の仮決定に関する案内について、兵庫労働局管内の公共職業安定所（21か所）における取組・案内状況等を調査した。

1 受給資格の仮決定における「やむを得ない理由」とは

兵庫労働局は、受給資格の仮決定は業務取扱要領で定める「やむを得ない理由」がある場合の例外的措置として認められていることから、仮決定を希望する者に対して一律に行うことは認められず、あくまでもやむを得ない理由があると公共職業安定所が認めた場合にのみ行うよう、各公共職業安定所に通知している。

上記のやむを得ない理由の一例として挙げられている「離職票の交付遅延」について、同局では、原則、離職日の翌日から起算して12日目以降が交付遅延に該当するとしている。

2 管内公共職業安定所における取組

兵庫労働局管内の公共職業安定所では、雇用保険担当窓口で受給資格の仮決定について案内しており、このうち総合案内窓口を設置している公共職業安定所では、同窓口から雇用保険担当窓口案内するとしている。

兵庫労働局では、管内公共職業安定所の規模や所内窓口体制等が異なるため、統一の案内窓口向けのマニュアルは作成していない。しかし、各公共職業安定所がそれぞれマニュアル等を作成しており、また、一部の公共職業安定所では、離職票を持参していない者への案内方法を当該マニュアルに定めていた。

3 管内公共職業安定所における受給資格の仮決定に係る案内状況

兵庫労働局及び同局管内の公共職業安定所ホームページでは、受給資格の仮決定に関する案内は行われていない（同局ホームページでは、厚生労働省の労働者向けのホームページ Q&A にリンクしている。しかしながら、同省のホームページには、受給資格の仮決定に関する説明は記載されていない。）。

また、同局管内の公共職業安定所ホームページでも、同様の状況であった。

一方、兵庫県以外の当局管内2府4県（大阪府、京都府、福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県）の公共職業安定所のホームページを確認したところ、一部の公共職業安定所では受給資格の仮決定に関する案内を行っている例がみられた。

<行政改善推進会議における主な意見>

- 本人が受給資格の仮決定の制度に気付かなかったとすれば、公共職業安定所としてももう少し的確な案内を行うなどの対応ができたのではないかな。
- 退職時の手続で、事業主と離職者との間でトラブルになることがよくある。受給資格の仮決定は、そのような場合の救済措置制度に当たるので重要である。
- 兵庫労働局のホームページでの案内を確認したが、受給資格の仮決定そのものについて説明がなく、もっと親切に案内すべきである。
- 兵庫労働局は、過去に公共職業安定所に受給資格の仮決定に関する通知を出しており、同局でも制度の必要性は理解していると思うので、離職者にホームページ、チラシ等で制度を案内すべきである。
- 離職票の交付が遅れて不利益を被ったなどの話を聞く。本件の相談者のような離職者は、事業主が速やかに離職票を交付していれば不利益は被らなかったのではないかな。離職者救済のため、離職票が速やかに交付されるようにすべきである。

【近畿管区行政評価局行政改善推進会議】

行政相談を端緒として把握した行政課題等について、学識経験者の意見を聴取し、その的確かつ効果的な改善を推進するために開催（昭和 57 年 7 月発足）

《構成員》（令和 7 年 3 月 1 日時点）

（座長）藪野 恒明	弁護士、元大阪弁護士会会長
大草 亘	近畿行政相談委員連合協議会会長
黒川 芳朝	社会福祉法人大阪水上隣保館理事、元大阪府教育委員会教育長
白井 文	前一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団業務執行理事、元尼崎市長
砂田 八壽子	NPO 法人関西消費者連合会消費者相談室長
藤原 幸則	大阪経済法科大学経済学部教授
山谷 清志	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官室（藤山、平井、清水）

電話：06-6941-8166

E-mail：knk32@soumu.go.jp

URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

